

## 埼玉県福祉施設相互支援ネットワーク設置要綱

### (目的・設置)

第1条 埼玉県（以下「県」という。）は、自然災害や感染症の発生時においても必要な福祉サービスを継続して提供するため、埼玉県内の福祉施設が相互に連携協力して、必要な人員の派遣や物資の調達を行う相互支援体制を構築することを目的に、埼玉県福祉施設相互支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

### (ネットワークの構成)

第2条 ネットワークは、埼玉県内に開設された次に掲げる福祉施設のうち、本ネットワークの趣旨に賛同し、参加登録した施設で構成する。

#### (1) 高齢者施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、  
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、  
サービス付き高齢者向け住宅

#### (2) 障害者施設

障害者支援施設（施設入所支援）、障害児入所施設（福祉型・医療型）、  
障害者共同生活援助

#### (3) その他、県が参加登録を認める施設

### (参加登録)

第3条 前条に定める施設の管理者は、参加登録申請書（様式1）により、県に参加登録を申請することができる。

2 県は、前項の規定による参加登録の申請があった場合において、その内容が適正であると認められるときは、参加登録施設名簿（様式2）に登録するものとする。

### (支援の内容)

第4条 参加登録した施設が行う支援（以下「支援」という）の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 応援職員の派遣

#### (2) 衛生用品、医薬品類、食料その他応急物資の支援

#### (3) 利用者の受け入れ支援

#### (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

### (支援要請の手続き)

第5条 被災施設は、次の事項を明らかにして、県事務局に電話等により支援の要請を行うものとする。

#### (1) 被害状況

#### (2) 支援を必要とする物資の内容、数量、あるいは職種別の人員数

- (3) 支援を必要とする施設及び当該周辺地域への進入経路
- (4) その他必要な事項

(候補施設の選定)

第6条 県は、前条の規定による依頼を受けたときは、参加登録施設名簿に登録された施設の中から、当該被災施設に支援を行う施設（以下「支援施設」という。）の候補を選定するものとする。

(支援の協議)

第7条 県は、前条の規定により選定した施設の管理者と支援の可否について協議するものとする。

(支援の決定)

第8条 県は、前条の協議が整った場合は、被災施設及び支援施設に対し、支援決定通知書（様式3及び様式4）によりそれぞれ通知するものとする。

(支援に要する経費の負担)

第9条 支援に要する経費の負担については、支援施設と被災施設で協議のうえ決定する。  
2 支援に要する経費については、被災施設の当面の負担を軽減するため、支援施設による立替払いを原則とする。なお、支払い時期及び精算方法等については、被災施設と支援施設で協議のうえ決定する。

(事務局等)

第10条 本ネットワークの事務局は埼玉県福祉部社会福祉課に置く。

2 第5条、第6条、第7条に定める支援施設の決定等に関する事項については、被災施設の種別に応じて、高齢者福祉課又は障害者支援課が行う。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、埼玉県福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。